



福山市会計年度任用職員募集要項

福山市では、次の業務に従事するパートタイム会計年度任用職員を募集します。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などによっては、募集要項の内容を変更することがあります。内容が変更となる場合は、福山市ホームページ等で随時お知らせしますので、必ず事前に確認してください。

※感染予防のため、試験日当日は受験者御自身でマスクを準備していただき、必ず着用してください。

※手洗いやうがいを励行するなど、体調管理を行ってください。発熱や風邪症状などの体調不良の場合や新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、必ず主治医などに受験の可否を相談してください。

1 募集期間

2022年（令和4年）5月10日（火）から2023年（令和5年）2月10日（金）（当日消印有効）までです。ただし、採用者が予定の人数に達した場合、募集を締め切ります。

2 採用及び任用予定期間

任用期間は、2022年（令和4年）6月1日以降の採用の日から、2023年（令和5年）3月31日とします。

※必要に応じて任用を更新することがあります。

3 募集職務、採用予定人数及び募集要件

職務名	採用予定人数	募集要件
放課後児童支援員	90人程度	次の①～④のいずれかに該当する人 ① 教員免許状（小・中・高，幼稚園，養護教諭又は栄養教諭），保育士の資格又は社会福祉士の資格を有する人（教員免許状については，免許更新していない人も含む。） ② 大学で社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学又は体育学のいずれかを専修し卒業した人（当該学科又は当該課程を修め，専門職大学の前期課程を修了した人を含む。） ③ 高等学校卒業者又は同等以上の資格を有する人であり，児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した経験のある人（※） ④ 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した経験のある人

（※）「放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した経験のある人」とは、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある人」であり，児童と積極的な関わりを持つことが必要であるため，見守りなどの経験は含まれません。

4 応募資格

- (1) 上記3の表の募集要件を満たす人（募集要件の児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業及び放課後児童健全育成事業の経験年数は、申込み時点で満たしていることとします。その場合は、業務経験年数が確認できる書類を添付していただきます。）
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により、次の項目に該当する人は、応募できません。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 福山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※ 外国籍の方も受験できますが、在留資格において就労等が制限されている場合には、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ任用されません。
なお、試験に合格した際には、在留カード等の写しを提出していただきます。

5 主な業務内容及び勤務条件

- (1) 業務内容 放課後児童クラブにおける小学校児童の遊びや生活指導等
- (2) 勤務場所 福山市内の放課後児童クラブ
- (3) 勤務時間 週30時間勤務（※詳しくはお問い合わせください。）
 - 学期中
 - 月曜日から金曜日まで 13時15分～18時15分
 - 土曜日 8時30分～13時30分又は
12時00分～17時00分
(5時間の交替勤務)
 - 長期休業中（学校の夏休み、冬休み、春休みの間）
 - 月曜日から金曜日まで 8時30分～13時30分又は
13時15分～18時15分
(5時間の交替勤務)
 - 土曜日 8時30分～13時30分又は
12時00分～17時00分
(5時間の交替勤務)

※上記のほかに、平日の午前に年10回程度研修に参加していただきます。

- (4) 報酬等 報酬額 月額148,800円
※このほか、通勤手当、期末手当（一時金として、4月1日から1年間勤務した場合は年間で報酬月額1.14月分、再度任期された場合は任用2年目以降に年間で報酬月額1.40月分）などの諸手当をそれぞれの条件を満たす場合に支給します。
- (5) 休暇等 年次休暇、特別休暇、病気休暇などの制度があります。
- (6) 社会保険等 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、厚生年金、雇用保険の制度が適用されます。
※2022年（令和4年）10月1日以降の健康保険は、広島県市町村職員共済組合の制度が適用されます。

6 申込書類（※提出された書類は、返却しません。）

(1) 所定の申込書（別紙様式）

(2) 資格を証明する書類の写し

ア 教員免許状、保育士資格証明書又は社会福祉士登録証の写し

※上記3の表の募集要件①の資格を有する要件で受験する人のみ

イ 卒業証書の写し

※上記3の表の募集要件②の大学卒業の要件で受験する人、又は同表募集要件③の高等学校卒業者又は同等以上の資格を有する人の要件で受験する人

ウ 児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことを証明するもの（在職証明等）

※児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事経験の資格で受験する人のみ

エ 放課後児童健全育成事業に従事したことを証明するもの（在職証明等）

※放課後児童健全育成事業従事経験の資格で受験する人のみ

7 申込書の入手方法

(1) インターネットで出力する場合

福山市保育指導課ホームページ（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hoikushidou/>）にアクセスし、必要書類をA4サイズ用の紙（両面印刷）にプリントアウトして使用してください。

(2) 直接取りに行く場合

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育指導課（市役所本庁舎8階）、総合案内（市役所本庁舎1階）、松永・北部・東部・神辺・鞆・内海・沼隈・芦田・加茂・新市の各支所及び各図書館で配布しています。

8 申込受付

募集期間内に申込書類を福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育指導課へ郵送又は持参してください。

○申込み・問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育指導課

電話（084）928-1114

※封筒の表に赤字で「会計年度任用職員（放課後児童支援員）申込み」と書いてください。

○持参の場合の受付時間 8時30分から17時15分まで

土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く

9 選考試験

(1) 随時実施し、日時・試験会場等は別途通知します。

(2) 試験内容 作文（50分）及び面接

※受験票などは送付しません。受験票は試験会場でお渡しします。

※試験当日は、筆記用具（鉛筆及び消しゴム）を持参してください。

10 合格発表

合否については、受験者全員に結果通知を郵便で発送します。

（なお、電話でのお問合せにはお答えできません。）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に御協力ください！

新型コロナウイルス感染拡大の状況などによっては、募集要項に記載されている試験日時・試験内容などを変更することがあります。

募集要項に記載されている内容が変更となる場合、福山市のホームページで随時お知らせしますので、必ず事前に確認してください。

また、以下の点に御留意いただき、万全の体調で試験に臨んでください。

1 体調管理について

受験者の方は試験日当日まで各自感染予防に努め、毎日検温を行うなど体調管理に努めてください。新型コロナウイルス感染症の罹患者が増加している地域から受験される場合は特に気をつけてください。

発熱や風邪症状などの体調不良の場合や新型コロナウイルス感染症の感染疑いがある場合は、必ず主治医などに受験の可否を相談の上、受験してください。

また、**試験日当日は必ず検温していただき、次の①から③までのいずれかに当てはまる場合は、受験をお控えください。なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。**

- ①発熱や風邪症状などの体調不良や新型コロナウイルス感染症の感染疑いがあり、主治医に相談した結果、受験を自粛するよう助言された場合
- ②新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒していない場合
- ③濃厚接触者として自宅待機等の指示を受け、その期間を満了していない場合

2 感染予防対策について

新型コロナウイルス感染症などの発生・拡大を防止するため、試験日当日は次の点を徹底してください。

(1) マスクの着用

試験日当日は受験者御自身でマスクを準備していただき、必ず着用してください。

係員もマスクを着用します。

ただし、本人確認や面接などの際は係員の指示に従い、マスクを外してください。

(2) 手洗い・うがい・消毒の励行

適宜、手洗いやうがいを行ってください。

また、試験会場に消毒液を設置しますので、利用してください。

(3) 換気及び服装について

試験室などは定期的に換気を行いますので、それに対応できるような服装としてください。

(4) 身体的距離の確保

試験時間の内外を問わず、不要な会話を控え、他の受験者との間隔を空けてください。